

港区告示第二百八十七号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、シャトー赤坂マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年九月十六日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

シャトー赤坂マンション再生組合

二 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 再生前マンションの名称

シャトー赤坂

(二) 再生前マンションの敷地の区域

東京都港区赤坂六丁目五百十六番

三 再生後マンションの敷地の区域

東京都港区赤坂六丁目五百十六番

四 事業施行期間

令和八年四月二十日から令和十三年九月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地 神保町三井ビルディング五階

六 設立認可の年月日

令和八年四月二十日

七 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

シャトー赤坂マンション建替組合

(二) 変更後

シャトー赤坂マンション再生組合

八 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年九月十六日